

令和5年度 別府市共生社会形成プラン

No	条項	条文	分類	中長期方針	計画	自己評価	外部評価	担当課①	担当課②
1	第9条第1項	市は、市民及び事業者が障害に対する理解を深めるよう啓発その他必要な施策を講ずるものとする。	相互理解の促進	市民に対して障がい理解を深めるための啓発活動を行う。	民間事業者も将来的に合理的配慮が法的義務化されることも含め、市民や事業者等に研修等の様々な方法で啓発する。	A	A	障害福祉課	
2	第9条第2項	市は、障害のある人に対する支援を適切に行うため、全ての職員が合理的配慮の必要性を理解するよう研修その他必要な施策を講ずるものとする。	相互理解の促進	職員の障がい理解を深めるため職員研修を実施する。	新採用職員、並びにこれまで未受講だった職員を中心に研修を実施する。	A	A	障害福祉課	
3	第9条第3項	市は、義務教育において、児童及び生徒が障害に対する理解を深めるよう障害に関する教育を教育課程に位置付けるとともに、児童及び生徒に対して、当該教育を行うものとする。	相互理解の促進	教育課程の中で障がいに関する教育を行う。	道徳や特別活動、総合的な学習の時間などで、障がいに対する理解を深める教育を実施する。	B	C	学校教育課	
4	第10条第1項	市及び事業者は、障害のある人及びその家族の人権に配慮し、障害のある人が地域で自立した生活を営むに当たって必要とする支援及びその情報提供を行うよう努めるものとする。	自立生活支援及びその情報提供	既存の支援制度の改善点を特定し、支援体制を充実させ、かつ様々な障がいのある人が受け取りやすい情報提供を行う。	地域生活支援拠点等整備に必要な課題解決に向けて具体策を検討するとともに、障がいのある人に必要な情報が伝わる提供方法を検討し、可能であれば実施する。	A	B	障害福祉課	
5	第10条第2項	市は、障害のある人への相談及び支援を行うに当たって、事業者との連携を図り、相談者を円滑に各種相談窓口へつなぐための体制並びに障害のある人及びその家族を含め同じ課題を解決するためお互いを支え合う仕組みを備えた総合的な相談体制を整備するよう努めるものとする。	相談支援体制の整備	相談支援体制強化に必要な整備を行う。	別府市障害者自立支援協議会等を通じて、関係者間の連携強化を図り、地域生活支援拠点等整備と合わせてネットワーク強化に努める。	A	B	障害福祉課	
6	第10条第3項	市及び事業者は、障害のある人への相談及び支援を行うに当たって、これらの事務を担当する者の専門知識及び職業倫理の向上に努めるものとする。	専門知識・職業倫理の向上	障がい福祉に携わる職員の能力を向上させる。	コンプライアンス研修等を実施する。	A	B	障害福祉課	
7	第10条第4項	市は、情報を取得又は利用することが困難な障害のある人に対して、情報を取得又は利用しやすくするための機器の活用促進及び障害の特性に配慮した情報の提供を行うよう努めるものとする。	情報機器活用、情報提供	情報機器活用を促進し、及び障がいの特性に配慮した情報提供を行う。	別府市公式LINEで障がい福祉に関するQ&Aがチャットボット対応になったことを周知する。	A	B	障害福祉課	
8	第10条第5項	市及び事業者は、障害のある人及びその家族の求めに応じ、重度の障害があっても安心して自立した生活を営むことができるよう必要な施策を講じるとともに、障害福祉サービス、障害のある人を支援する者その他の障害のある人にとって必要とされる社会資源の充実に努めるものとする。	社会資源の充実	社会資源を充実させる。	医療的ケア児等コーディネーター協議会による実績又は成果が上がるよう関係者と検討する。	A	A	障害福祉課	
9	第11条第1項	市は、道路の整備に当たって、障害のある人の通行及び公共交通機関の利用に支障がないよう努めるものとする。	道路整備	道路の新設・改修及び維持・補修を行う。	・道路整備にあたっては、歩道の幾何構造基準(幅員・横断勾配・舗装構成など)に基づきながら、障がいがある人に配慮した設計・施工に努めていきます。・維持補修工事にあたっては、障がいのある人をはじめ、高齢者や妊産婦、子供連れの方など、段差等にとくに不便を感じる方から広く意見をいただき、多くの市民が利用しやすくなるよう整備に努めていきます。	B	B	都市整備課	
10	第11条第2項	市は、市営住宅においては、障害のある人にとって必要とされる住戸を確保するよう努めるとともに、民間共同住宅においては、障害のある人にとって必要とされる住宅の整備が促進されるよう支援に努めるものとする。	住宅確保	計画的に段差の解消を進める。	(施設整備課)市営住宅の段差解消工事等を行う。(障害福祉課)要配慮者向けの制度と合わせて居住支援協議会等の住宅セーフティーネット関連の周知に努める。	A	B	施設整備課	障害福祉課

No	条項	条文	分類	中長期方針	計画	自己評価	外部評価	担当課①	担当課②
11	第11条第3項	市は、障害のある人の民間住宅の賃借を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる保証人制度の整備に努めるものとする。	保証人制度の整備	民間住宅を賃借する際の保証人制度に関する支援策を実施する。	要配慮者向けの制度と合わせて、住宅セーフティネット制度の周知を強化する。	C	B	障害福祉課	
12	第11条第4項	市及び事業者は、公共的施設において、障害のある人にとって必要とされる設備の確保に努めるものとする。	公共的施設の設備の確保	障がいのある人にとって配慮が必要な箇所を特定し、改善する。	別府市障害者自立支援協議会の意見や市ホームページの意見募集等を通じて、今後の施設整備の参考となる情報を関係課等と共有する。	B	C	障害福祉課	
13	第11条第5項	市及び事業者は、障害のある人の公共交通機関の利用を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる体制の整備及び研修の実施に努めるものとする。	公共交通機関の利用の円滑化	交通事業者が障がいのある人の利便に資するような輸送サービスに改善できるような環境づくり等を行う。	別府市公共交通活性化協議会において、障がい者福祉団体代表委員等から交通弱者のニーズ把握に努め、交通事業者との共通理解を図る。また、交通事業者に対しバリアフリー車両の導入及び乗務員への研修等実施を要請する。交通弱者の外出支援について、継続的に進めるため福祉担当課と協議する。	B	C	政策企画課	
14	第12条第1項	市は、障害のある人に対する災害時の安全を確保するため、防災に関する計画を策定するに当たっては、障害のある人にとって必要とされる配慮に努めるものとする。	防災に関する計画	全ての障がいのある人やその家族が、日常かかわりのある福祉関係者や防災担当などとともに個別の防災計画を作成し、備えることが出来る。	(防災危機管理課)個別避難計画の具体的内容など含め関係部課と協議し、別府市としての取組の方向性と体制整備を行う。障がい当事者等に個別避難計画作成の取組が行われていることが認知出来るよう進める。インクルーシブ防災の進め方など、当事者や家族と共に議論する場や災害について学ぶ場を作る。(障害福祉課)定期業務として、名簿等の内容更新を行い最新情報として避難支援等関係者に配布する。	A	B	防災危機管理課	障害福祉課
15	第12条第2項	市は、障害のある人及びその家族が災害時に被る被害を最小限にとどめるため、災害が生じた際に障害のある人にとって必要とされる援護の内容を具体的に定め、その整備を継続的に行うよう努めるものとする。	減災の仕組みづくり	全ての障がいのある人やその家族が、安心して安全に暮らし続けられるために必要な整備を行う(必要なことを具体的に可視化する)	(防災危機管理課)引き続き社会福祉施設等に対しBCP作成の勉強会を行っていく。インクルーシブ防災の認知を高め、理解・協力を得るための関係者に向けた研修会や訓練を行う。(障害福祉課)障がい福祉ガイドブックに合冊する方式を維持し、啓発内容のブラッシュアップを図っていく。更なる福祉避難所協定締結施設を開拓する。	A	B	防災危機管理課	障害福祉課
16	第13条第1項	市及び事業者は、障害のある人にとって必要とされる雇用及び就労に関する環境を整備するよう努めるものとする。	雇用・就労の環境整備	採用試験における合理的配慮を推進するとともに、職場のユニバーサルデザイン化その他就労環境の整備を進める。	法定雇用率以上の雇用を継続するとともに、障がいのある人から合理的配慮の求めがあった場合、その都度対応するものとする。また、試験案内に配慮の例を記載するなど、配慮が必要な人が申し出やすい環境づくりに努める。	B	B	職員課	
17	第13条第2項	市は、障害のある人の希望と適性に応じ、障害のある人が一般就労又は福祉的就労を行えるよう、行政、企業、福祉、医療その他の関係者による支援体制を広げるよう努めるものとする。	就労へ向けての支援体制づくり	支援体制を構築するため、雇用・就労ネットワークを構築するものとする。	一般就労を希望した際の課題等を把握し、事例について検討する。また、各制度周知や就労支援機関との連携を図っていく。	B	C	障害福祉課	
18	第13条第3項	市は、障害のある人の就労を推進するため、障害の適性に応じた雇用の創出の促進に努めるものとする。	雇用創出の促進	障がいのある人の民間での雇用を促進するとともに、市役所での雇用の場の確保を検討する。	(職員課)障がいのある人のための、新たな雇用の場の確保を検討するものとする。(障害福祉課)障害者の就労・雇用について支援制度を周知していく。	B	B	職員課	障害福祉課

No	条項	条文	分類	中長期方針	計画	自己評価	外部評価	担当課①	担当課②
19	第14条第1項	市は、障害のある人及びその家族が安心して医療を受けられるよう、福祉、保健、医療、自治委員、民生委員、児童委員その他の関係者と連携し、障害のある人及びその家族の置かれている実情への理解を深め、支援に努めるものとする。	医療に関する支援	医療分野での合理的配慮を推進するための施策を講ずる。	別府市医師会の運営委員会等において、障害福祉サービスについて周知するとともに、医療機関側での障がいのある人の受診における課題についてヒアリングを行い、障がいのある人が感じる課題、医療機関側の感じる課題を整理する。(ただし新型コロナウイルス感染症の感染状況等も踏まえ時期を考慮する必要がある)	C	C	障害福祉課	
20	第14条第2項	市は、障害のある人及びその家族に緊急を要する事態が発生した場合の対応を確立するよう努めるものとする。	緊急事態の際の対応の確立	緊急事態の際の対応の確立	基幹相談支援センターの24時間相談体制を引き続き実施する。また、緊急対応型ショートステイ事業を引き続き委託するとともに、居宅介護事業所も含め委託事業者を増やせるよう努める。	A	B	障害福祉課	
21	第14条第3項	市は、障害のある人の保健事業又は医療支援の利用を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる制度の整備を行うよう努めるものとする。	保健事業・医療支援の利用円滑化	健康教室・健康診断については、障がいのある人にどのような配慮が必要か検討し、実施する。重度心身障害者医療費助成制度については、今後も円滑な対応や処理ができるよう業務遂行する。	(健康推進課)保健事業(健康教室、健康診断等)については、障がいのある方への対応方法を関係機関と検討し、市報やホームページ等でわかりやすく広報をする。(障害福祉課)再交付申請に必要なフォームを作成し、受給者や受給者の家族が来庁する回数を減らす。	B	B	健康推進課	障害福祉課
22	第15条第1項	市は、小学校就学前の障害のある人に対し、共に生き、共に育ち合うことを基本とし、他の子どもとともに保育及び教育を実施するよう努めるものとする。	統合保育・統合教育の実施	個々の職員の障がいのある人への対応スキルを向上し、組織としても支援体制を整える。	(子育て支援課)保育コーディネーターの保護者や地域への周知を図るとともに「職員訪問支援」を実施する。(学校教育課)幼稚園、小・中学校に特別支援教育支援員48人を派遣し、特別な支援を必要とする園児・児童生徒に対して、一人一人に応じたきめ細かな支援を行う。また、支援員を対象とした研修会を開催する。	A	B	子育て支援課	学校教育課
23	第15条第2項	市は、子どもたちに、障害についての正しい知識を提供するとともに、障害のある人に対する差別又はいじめを根絶するため、教職員に対し、障害に対する理解並びに障害のある人及びその家族の置かれている実情への理解を深めるために必要な研修の実施に努めるものとする。	教職員への研修実施	各教職員が障がいに対する理解を持つことができるよう研修等の場を十分に提供する。	「特別支援教育コーディネーター研修会」及び「特別支援教育担当教員研修会」を実施する。	B	B	学校教育課	
24	第15条第3項	市は、特別支援学校と小学校、中学校等との連携及び調整を推進するよう努めるものとする。	学校間の連携及び調整の推進	市特別支援連携協議会を開催し、連携を推進するとともに、その他連携推進に必要な仕組みを検討・実施する。	別府市特別支援連携協議会を開催する。	B	B	学校教育課	
25	第16条	市は、障害のある人が芸術文化及びスポーツに参加することができるよう障害のある人にとって必要とされる支援体制の整備、指導員の育成及び情報提供を行うよう努めるものとする。	芸術文化及びスポーツに関する合理的配慮	芸術文化活動、スポーツ活動の場を提供し、その情報を十分に周知するとともに、指導員の育成支援を行っていく。	アフターコロナ、ウィズコロナを見据え、参加人数がコロナ前と同等に近づけるよう実施方法や周知のあり方などの改善を図りながら事業を実施する。	B	B	障害福祉課	
26	第23条	市は、障害のある人を保護する者が死亡その他の事由により当該障害のある人を保護できなくなる場合の問題を解決する総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。	親亡き後等の問題の解決	親亡き後等の問題を構成する各課題を解決するための施策を検討し、実行する。	別府市障害者自立支援協議会各部会において親亡き後等の問題の解決策を検討する。また、期間限定で親亡き後等の問題相談ブースを設ける。	A	B	障害福祉課	